

国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証 更新のお知らせ



現在交付している「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月1日以降に使用できる保険証は以下のとおり交付します。

〈国民健康保険〉

▼郵送時期

保険証は次のとおり世帯主宛てに郵送します。

・7月下旬に送付(有効期限:8月1日)〜令和5年7月31日)

▼保険税納付を忘れずに

特別な事情がなく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合は、保険給付の制限を受けることがあります。

▼保険証が変更となったときは

那須町国民健康保険から社会保険等に保険証が変更となったときは、届け出が必要です。新規加入した保険証と国民健康保険被保険者証を持参の上、住民生活課または各支所に届け出てください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係
☎ 6909

〈後期高齢者医療保険〉

10月1日から窓口負担割合が見直されることに伴い、被保険者全員に7月と9月の2回、保険証を郵送します。

▼郵送時期

・7月下旬に送付・黄色の保険証(有効期限:8月1日〜9月30日)
・9月下旬に送付・藤色の保険証(有効期限:10月1日〜令和5年7月31日)

▼次の方には認定証を同封します
・過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和4年度の所得区分が現役並み所得者1または2(※)の方

・過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、令和4年度の所得区分が低所得区分の方
▼認定証の使い方
所得区分が現役並み所得者1または2に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すること、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。

※現役並み所得者1とは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)です。
※現役並み所得者2とは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)です。

▼問合せ
○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ 028-627-6805

○住民生活課医療保険係
☎ 6909

国民健康保険税賦課限度額等が変わります

・医療保険・介護保険部分の限度額を引き上げます
・18歳以下の均等割を軽減します

国民健康保険会計の収支均衡を図るとともに保険税負担の公平性と適正賦課を行うため、令和4年度から国民健康保険税の賦課限度額等が次のとおり変わります。
※改正内容は、以下の表でも確認できます。

▼改正内容

①医療保険部分の賦課限度額
・変更前 61万円
・変更後 63万円

②介護保険部分の賦課限度額
・変更前 16万円
・変更後 17万円

※国民健康保険税賦課限度額は96万円から99万円に引き上げられます。

③18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の方の均等割額を5割軽減します。

▼納税通知書送付時期 7月中旬に送付します。

※年金から天引きされている方への税額決定通知書は9月上旬に発送する予定です。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎ 6936

改正内容

区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	合計	
所得割	変更なし				
均等割	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方の均等割額が5割軽減				
平等割	変更なし				
限度額	(変更前)	61万円	19万円	16万円	96万円
	(変更後)	63万円	19万円(変更なし)	17万円	99万円